

長野市福祉有償運送運営協議会運営要領（案）

（目的）

第1 長野市福祉有償運送運営協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第9の規定に基づき、当該協議会（以下「協議会」という。）の運営について以下のとおり定める。

（協議申請に必要な書類）

第2 協議会へ提出する申請書等の様式及び添付書類を次のとおり定める。ただし、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号。以下「福祉処理方針」という。）に規定されている様式及び添付書類（以下「様式等」という。）で申請先が運輸支局長となっている様式等は、長野運輸支局長へ申請する予定の様式等の写しとする。

2 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条に基づく登録（以下「新規登録」という。）の申請

- (1) 登録協議申請書（様式1）
- (2) 福祉処理方針に定める様式第1－1号
- (3) 福祉処理方針2.（3）③を除く。以下同じ。）に定める様式等
- (4) 個人情報閲覧同意書（様式2）
- (5) 運送の対価として収受する金額を記載した書面

3 法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録（以下「期間更新登録」という。）の申請

- (1) 登録協議申請書（様式1）
- (2) 福祉処理方針に定める様式第1－2号
- (3) 福祉処理方針2.（3）に定める様式等
- (4) 福祉処理方針2.（4）②の規定による登録証の写し（福祉処理方針附則2.に規定するみなし運送者を除く。以下同じ。）
- (5) 運送の対価として収受する金額を記載した書面

4 法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録（以下「変更登録」という。）の申請（福祉処理方針5.（1）①に規定する運送の区域の変更に限る。以下同じ。）

- (1) 登録協議申請書（様式1）
- (2) 福祉処理方針に定める様式第1－3号
- (3) 福祉処理方針2.（3）に定める様式等（変更がある場合に限る。）
- (4) 福祉処理方針2.（4）②の規定による登録証の写し
- (5) 個人情報閲覧同意書（様式2）（運送の区域の変更に伴い、新たに対象となる旅客に限る。）
- (6) 運送の対価として収受する金額を記載した書面（変更がある場合に限る。）

（判断基準）

第3 協議会は、要綱第2に定める事項の協議に当たっては、法、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第95号。以下「施行規則」という。）、「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第145号。

以下「ガイドライン」という。)、福祉処理方針、「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」(平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 144 号)、を判断基準とするものとする。

2 協議会は、施行規則第 51 条の 16 第 1 項に規定する、第 1 種運転免許保有者であって、「その効力が過去 2 年以内において停止されていない者」であることの要件について、新規登録、期間更新登録又は変更登録のそれぞれにおいて、申請者が協議会に協議を申請した日の直近の 2 年間と定める。

3 協議会は、新規登録、期間更新登録又は変更登録の後において、福祉処理方針 3.

(1) ②に該当することとなった運転者については、施行規則第 51 条の 16 第 2 項に規定する適性診断を受診させることに加えて、輸送の安全を確保する方法を別途定めることがある。

(登録後の報告等)

第 4 要綱第 2 第 1 項第 1 号の登録をした者(以下「登録者」という。)は、登録後において、法第 79 条の 7 第 3 項に定める軽微な事項(運送に使用する自動車の台数の増加又は種類を変更(福祉処理方針 2.(2) ⑦(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の自動車(福祉自動車)から(ホ)の自動車(セダン型自動車)へ変更の場合のみ)する場合にあっては、第 4 項により協議会の同意を得た場合に限る。)について長野運輸支局長に変更の届出をしたときは、登録後 10 日以内に、次の各号に定める書類をもって協議会に報告するものとする。

(1) 登録事項変更届出報告書(様式 3)

(2) 長野運輸支局長に届け出た書類の写し(福祉処理方針に定める様式第 7 号を除く。)

(3) 施行規則第 51 条の 13 第 4 項により交付された登録証の写し

2 登録者は、登録後において、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める期限までに協議会に報告するものとする。

(1) 法第 79 条に基づく自家用有償旅客運送の登録(法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。)(様式 4) 登録後 30 日以内

(2) 会員の現況(様式 5) 事業年度の開始後 60 日以内

(3) 使用する自動車に係る提供及び使用についての契約の更新(自動車の総数の増加又は自動車の種類の変更に伴うものを除く。)(様式 6) 更新後 30 日以内

(4) 使用する自動車に係る任意保険又は自動車共済の契約の変更(更新)(様式 7) 変更(更新)後 30 日以内

(5) 運行管理の現況(様式 8) 事業年度の開始後 60 日以内

(6) 施行規則第 51 条の 16 第 2 項に規定する事故(様式 9) 発生後 30 日以内

(7) 利用者からの苦情の処理状況(様式 10) 3 か月分を取りまとめて翌月 10 日

3 登録者は、登録後において、運送の対価として収受する金額(有料道路代、駐車場代等の実費を除く。)を変更するに当たっては、協議会に次の各号に定める書類をもってあらかじめ協議を申請し、その合意を得なければならない。

(1) 運送対価変更協議申請書(様式 11)

- (2) 個人情報閲覧同意書（様式 2）（対価が変更となる旅客に限る。）
- (3) 福祉処理方針 2.（3）に定める様式等（変更がある場合に限る。）
- (4) 運送の対価として収受する金額を記載した書面（変更がある場合に限る。）
- 4 登録者は、登録後において、運送に使用する自動車の台数を増加又は自動車の種類を変更（福祉処理方針 2.（2）⑦（イ）（ロ）（ハ）（ニ）の自動車（福祉自動車）から（ホ）の自動車（セダン型自動車）へ変更の場合のみ）するに当たっては、協議会に次の各号に定める書類をもってあらかじめ協議を申請し、その合意を得なければならない。
 - (1) 自動車増加（自動車種類変更）協議申請書（様式 12）
 - (2) 個人情報閲覧同意書（様式 2）（使用する自動車種類が変更となる旅客に限る。）
 - (3) 福祉処理方針 2.（3）に定める様式等（変更がある場合に限る。）
 - (4) 運送の対価として収受する金額を記載した書面（変更がある場合に限る。）
- 5 協議会は、前 2 項の申請を受けた場合は、要綱第 2 第 1 項第 1 号に準じて協議を行うものとし、協議が調った場合には、会長は申請者に対し協議が整った旨の文書（様式 13）を交付するものとする。
- 6 登録者は、登録後において、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、書面により、あらかじめ協議会に報告しなければならない。
 - (1) 登録者が株式会社になる等により、施行規則第 48 条に定める法人の法人格を失うこととなる場合
 - (2) 前号に掲げる他、福祉有償運送を廃止することとなる場合（合意の解除）
- 第 5 協議会は、次の各号に該当する場合には、直ちに是正するよう登録者に求めるものとする。
 - (1) 登録者が第 4 第 1 項又は第 2 項に違反した場合
 - (2) 登録者が合意の際の条件に違反した場合
- 2 協議会は、登録者が前項の求めに応じない場合には、求めに応じなければ合意を解除する旨を付言した上で、再度是正を求めるものとする。
- 3 協議会は、相当の期間を経過しても登録者が前項の求めに応じない場合には、協議を行った上で、合意を解除するものとする。
- 4 協議会は、次の各号に該当する場合には、協議を行った上で、合意を解除するものとする。
 - (1) 登録者が第 4 第 3 項又は第 4 項に違反した場合
 - (2) 登録者から第 4 第 6 項の報告を受けた場合
- 5 協議会は、前 2 項の規定に基づき同意を解除した場合には、登録者及び長野運輸支局長にその旨を伝えるものとする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

(様式1)

登録協議申請書

平成 年 月 日

長野市福祉有償運送運営協議会長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 印

このたび、道路運送法の規定に基づき、下記のとおり福祉有償運送の申請を行いた
いので、運営協議会において協議をお願いします。

記

1. 申請の内容 道路運送法第79条に基づく新規登録申請
(道路運送法第79条の6第1項の規定に基づく期間更新登録申請)
(道路運送法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録申請)

2. 添付書類 北陸信越運輸局長野運輸支局長に提出する書類の写し

(様式2)

個人情報閲覧同意書

平成 年 月 日

長野市福祉有償運送運営協議会長 様

<団体名>

住 所

法人(団体)名

<会 員>

住 所

氏 名

印

上記団体の会員である私は、上記団体が長野市福祉有償運送運営協議会に、道路運送法に基づく福祉有償運送に係る協議を申請するに当たり、下記により、私の福祉関係情報を閲覧することに同意します。

記

1. 閲覧の目的

長野市福祉有償運送運営協議会において、上記団体が私を福祉有償運送の対象とすることの妥当性の確認を行うため

2. 閲覧者

長野市福祉有償運送運営協議会長、協議会委員及び事務局職員

3. 閲覧に当たっての条件

閲覧終了後は、確実に回収した上で、厳重に保管又は確実に廃棄するなど、他の者の目に触れないよう万全の配慮をすること。

(様式3)

登録事項変更届出報告書

平成 年 月 日

長野市福祉有償運送運営協議会長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 印

このたび、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の13の規定に基づき、福祉有償運送の登録事項のうち軽微な事項の変更届出を下記のとおり行いましたので、報告いたします。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 軽微な事項の変更

(1) 名称、住所、代表者の氏名

	新	旧
法人の名称		
住 所		
代表者の氏名		

(2) 運送の区域（減少する場合に限る）

新	旧
---	---

(3) 事務所の名称及び位置

新	旧
---	---

--	--

(4)事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート 車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
新		所有	()	()	()	()	()	()
		持込	()	()	()	()	()	()
		合計	()	()	()	()	()	()
旧		所有	()	()	()	()	()	()
		持込	()	()	()	()	()	()
		合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

(5)運送しようとする旅客の範囲

	新	旧
身体障害者		
要介護認定者		
要支援認定者		
その他		

行うものに○を付すものとする

- 4 添付書類 北陸信越運輸局長野運輸支局長に提出した書類の写し
訂正後の登録証の写し

(様式4)

平成 年 月 日

長野市福祉有償運送運営協議会長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 印

道路運送法第79条に基づく新規登録報告
(道路運送法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録報告)
(道路運送法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録報告)

このたび、下記のとおり道路運送法第79条(第79条の6第1項の規定・第79条の7第1項の規定)に基づき、新規登録(有効期間の更新の登録・変更登録)を受けました。

記

1. 登録年月日等

別添登録証(写し)のとおり

2. 事業開始年月日

平成 年 月 日

3. その他

施行規則第51条の23第1項及び第2項に基づく標章の表示が使用車両の車体にされていることを証する写真

(様式5)

平成 年 月 日

長野市福祉有償運送運営協議会長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 印

会 員 現 況 報 告

平成 年 月 日現在における当法人の登録会員は、下記のとおりです。

記

1. 会員（輸送サービスの利用者に限る。）の員数
2. 会員（輸送サービスの利用者に限る。）の員数を証する書類
会員登録簿（処理方針に定める参考様式第Ⅰ号又はⅡ号）

(様式6)

平成 年 月 日

長野市福祉有償運送運営協議会長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 印

使用する車両の提供及び使用についての契約更新報告

このたび、当団体が使用する車両のうちの持込車両に係る提供及び使用についての契約を下記のとおり更新しました。

記

1. 契約の更新を行った車両の明細

車両 番号	種類	車名	型式	乗車 定員	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	装置の 種類	所有・持 込の別
				人					
				人					

2. 契約を更新したことを証する書類

車両の提供及び使用についての契約書の写し

3. 契約更新日及び契約期間

平成 年 月 日 (年間)

(様式7)

平成 年 月 日

長野市福祉有償運送運営協議会長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 印

使用する車両に係る任意保険又は自動車共済の契約変更（更新）

報告

このたび、当団体が使用する車両のうちの下記車両に係る任意保険又は自動車共済の契約を下記のとおり変更（更新）しました。

記

1. 変更（更新）を行った車両の明細

車両 番号	種類	車名	型式	乗車 定員	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	装置の 種類	所有・持 込の別
				人					
				人					

2. 契約を変更（更新）したことを証する書類

任意保険又は自動車共済の証券の写し

3. 契約変更（更新）日及び契約期間

平成 年 月 日 （ 年間）

(様式 8)

平成 年 月 日

長野市福祉有償運送運営協議会長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 印

運行管理現況報告

平成 年 月 日現在における当法人の運行管理の状況は、下記のとおりです。

記

1. 運転者の員数
人

2. 運行管理の現況を証する書類
運行管理の体制等を記載した書類（処理方針に定める様式第 6 号）

3. 運転者の現況を証する書類
運転者名簿
運転者の運転免許証及び施行規則第 5 1 条 1 6 に定める資格の有無を証する
書面の写し（前回と比べて変更がある場合に限る。）

(様式9)

平成 年 月 日

長野市福祉有償運送運営協議会長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 印

事故発生報告

当団体の運送業務において、施行規則第51条の16第2項に規定する事故が、下記のとおり発生しました。

記

1. 発生年月日

平成 年 月 日

2. 人身・物損の別

人身・物損

3. 事故の状況

別添自動車事故報告書のとおり

4. 事故対応責任者

職
氏名

(様式 10)

平成 年 月 日

長野市福祉有償運送運営協議会長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 印

苦情処理状況報告

平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける当団体の運送業務に対する苦情については、下記のとおり処理しました。

記

1. 苦情の件数
件
2. 改善（見直し）した主な内容
3. 運営協議会への要望等
4. 苦情処理の状況
別添のとおり
5. 苦情処理責任者
職
氏名

(様式 11)

運送対価変更協議申請書

平成 年 月 日

長野市福祉有償運送運営協議会長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 印

このたび、下記のとおり運送の対価として収受する金額を変更したいので、運営協議会において協議をお願いします。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 運送の対価の変更

新	旧

4. 変更予定期日

平成 年 月 日

(様式 12)

自動車増加（自動車種類変更）協議申請書

平成 年 月 日

長野市福祉有償運送運営協議会長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 印

このたび、下記のとおり自動車を増加（※種類変更）したいので、運営協議会において協議をお願いします。（※福祉自動車からセダン等自動車への変更の場合のみ）

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート 車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
新		所有	()	()	()	()	()	()
		持込	()	()	()	()	()	()
		合計	()	()	()	()	()	()
旧		所有	()	()	()	()	()	()
		持込	()	()	()	()	()	()
		合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

4. 変更予定期日

(様式 13)

様

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

下記のとおり運営協議会を開催し、運送の対価として収受する金額の変更（自動車の増加・自動車の種類の変更）について適当であるとの合意に至ったので、その旨証する書類を交付する。

記

1 運営協議会の名称及び対象市町村

(名 称) 長野市福祉有償運送運営協議会

(対象市町村) 長野市

2 運営協議会にて合意に至った年月日

3 合意の内容

(1) 旅客から収受する対価

新	旧

(2) 自動車の増加（自動車の種類の変更）

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)

新		所有	()	()	()	()	()	()
		持込	()	()	()	()	()	()
		合計	()	()	()	()	()	()
旧		所有	()	()	()	()	()	()
		持込	()	()	()	()	()	()
		合計	()	()	()	()	()	()

(3) その他特記事項

平成 年 月 日
長野市福祉有償運送運営協議会
主宰者 長野市長

印